

平成 22 年 10 月 1 日制定

日本原子力学会熱流動部会 役員任期細則

(目的)

第 1 条 本細則は、日本原子力学会熱流動部会（以下「本部会」と称する）規約第 6 条に基づき、運営小委員会を構成する役員（部会長、副部会長および運営委員）の任期およびこれに関連する事項を定める。

(任期)

第 2 条 部会長および副部会長の任期は原則 1 年とする。

第 3 条 運営委員の任期は 1 年あるいは 2 年とし、各運営委員の任期は運営小委員会の合議により決定する。

(再任・重任)

第 4 条 役員の前任および重任は妨げない。

(役員交代)

第 5 条 部会長の任期満了後、副部会長が部会長に就任することを原則とする。

第 6 条 本部会規約第 7 条に基づいて運営小委員会の下に設置される小委員会に副委員長がおかれている場合、当該小委員会の委員長の任期満了後、副委員長が委員長に就任することを原則とする。

(その他)

第 7 条 本細則に規定されていない事項については、運営小委員会において協議する。本細則を改定する場合には、本部会全体会議で承認を受ける。

付則 本細則は、平成 22 年 10 月 1 日より施行する。